

特別支援学校幼稚部教育要領  
特別支援学校小学部・中学部学習指導要領

総則

文部科学省  
初等中等教育局特別支援教育課課長補佐  
山下 直也



独立行政法人教職員支援機構

# 目次

- 1 幼稚部における教育の目標
- 2 幼稚部の改訂①、②
- 3 小学部・中学部における教育目標
- 4 小学部・中学部の改訂①～⑤

# 幼稚園における教育の目標

## 第1章 総則

### 第2 幼稚園における教育の目標

幼稚園では、家庭との連携を図りながら、幼児の障害の状態や特性及び発達の程度等を考慮し、この章の第1に示す幼稚園における教育の基本に基づいて展開される学校生活を通して、生きる力の基礎を育成するよう次の目標の達成に努めなければならない。

- 1 学校教育法第23条に規定する幼稚園教育の目標
- 2 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な態度や習慣などを育て、心身の調和的発達の基盤を培うようにすること

# 幼稚園の改訂① 総則の改訂

第1章総則については、幼稚園に準じた改訂を行うとともに、以下の改訂を行った。

① 「第3 幼稚園における教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

➡ 幼児の障害の状態や特性及び発達<sup>1</sup>の程度等に応じて、教師が指導を行う際に考慮するものとする考え方を示した。

② 「第4 教育課程の役割と編成等」

➡ カリキュラム・マネジメントに努める際に、幼児に何が身に付いたかという学習の成果を的確に捉え、個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげていくことを示した。

③ 「第6 特に留意する事項」

➡ 障害種別の留意事項の充実を図った。

# 幼稚園の改訂② ねらい及び内容の改訂

第2章ねらい及び内容については、以下の改訂を行った。

- ① 領域「健康」、領域「人間関係」、領域「環境」、領域「言葉」、領域「表現」  
➡ 幼稚園に準じた改訂を行った。
  
- ② 自立活動  
➡ 内容の充実を図った。  
➡ 個別の指導計画の作成と内容の取扱い等に関する手続きを整理する際の配慮事項を充実して示した。  
➡ 解説において自立活動の具体的な指導内容を設定するまでの例を充実して示した。

# 小学部・中学部における教育目標

## 第1章 総則

### 第1節 教育目標

小学部及び中学部における教育については、学校教育法第72条に定める目的を実現するために、児童及び生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分考慮して、次に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- 1 小学部においては、学校教育法第30条に規定する小学校教育の目標
- 2 中学部においては、学校教育法第46条に規定する中学校教育の目標
- 3 小学部及び中学部を通じ、児童及び生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うこと。

# 小学部・中学部の改訂 総則の改訂①

第1章総則については、小学校・中学校に準じた改訂を行うとともに、カリキュラム・マネジメントの実現を目指す観点から、以下の改訂を行った。

## ① 「第3節 教育課程の編成」

- ➡ 「3 教育課程の編成における共通事項」において、各教科等の一部又は全部を合わせて指導を行う場合の規定を、「(1)内容等の取扱い」から「(3)指導計画の作成等に当たっての配慮事項」に移して規定した。
- ➡ 「(3) 指導計画の作成等に当たっての配慮事項」において、各種計画間のつながりへの意識を促すため、「ア調和のとれた具体的な指導計画の作成」と「イ個別の指導計画の作成」とに分けて示した。
- ➡ 「イ個別の指導計画の作成」について、解説において盛り込むべき事項を例示した。

### ② 「第4節 教育課程の実施と学習評価」「3 学習評価の充実」

- ➡ 各教科等（知的障害のある児童生徒のための各教科等も含む）の目標を資質・能力の三つの柱で再整理しており，平成28年12月の中央教育審議会答申において，目標に準拠した評価を推進するため，観点別評価について，「知識・技能」，「思考・判断・表現」，「主体的に学習に取り組む態度」の3観点に整理することが提言されている。
- ➡ 各授業と個別の指導計画の計画（Plan）－実践（Do）－評価（Check）－改善（Action）の過程の中で蓄積される児童生徒一人一人の学習評価に基づき，教育課程の評価・改善につなげるカリキュラム・マネジメントの重要性を示した。



## 小学部・中学部の改訂 総則の改訂③

### ③ 「第5節 児童又は生徒の調和的な発達の支援」

➡ 小学校・中学校同様、学級経営や生徒指導、**キャリア教育の充実**について示した。

➡ 障害のある児童生徒に対して学校教育段階から将来を見据えた教育活動の充実を図るため、**生涯学習への意欲の向上**について新たに規定した。

### ④ 「第6節 学校運営上の留意事項」

➡ 「2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携」について、引き続き、特別支援学校の児童生徒と小・中学校等の児童生徒などとの**交流及び共同学習**を計画的、組織的に行うことを規定した。

## 小学部・中学部の改訂 総則の改訂④

### ④ 重複障害者等に関する教育課程の取扱い（第8節）

カリキュラム・マネジメントの視点から、各規定を適用する際の基本的な考え方を整理して示した。

#### ○ 「1 障害の状態により特に必要がある場合」

➡ (1)から(6)の各規定の適用判断に際しての視点を整理した。

#### ○ 「2 知的障害者である児童生徒の場合（新規）」

➡ 小学部に就学する知的障害者である児童に対し、小学部の3段階に示す各教科又は外国語活動の内容を習得し目標を達成している者については、**小学校学習指導要領**第2章に示す各教科及び第4章に示す外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができるものとした。

中学部に就学する知的障害者である生徒に対しても、同様の観点から、**中学校学習指導要領並びに小学校学習指導要領**から一部を取り入れることができるものとした。

## 小学部・中学部の改訂 総則の改訂⑤

### ○ 「3 重複障害者の場合」

➡ 知的障害を併せ有する児童生徒の場合、各教科等の目標及び内容を替えることができる規定について「全部又は一部」を「一部又は全部」の順に再構成した。

### ○ 「4 重複障害者のうち障害の状態により特に必要がある場合」

➡ 自立活動を主として指導を行うことを検討する際、各教科と自立活動の目標設定に至る手続きの違いを踏まえるよう解説に示した。

特別支援学校幼稚部教育要領  
特別支援学校小学部・中学部学習指導要領

総則

文部科学省  
初等中等教育局特別支援教育課課長補佐  
山下 直也



独立行政法人教職員支援機構